

[事案 29-344] 入院給付金支払等請求

・平成 30 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、医療特約が付加されていることを募集人から説明されていなかったため、過去の入院時に診断書等の交付を受けられなかったこと等を理由に、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 2 月に契約した医療特約付終身保険および 3 大疾病保障定期保険について、募集人から医療特約が付加されていることを説明されなかったことから、過去に入院した際に診断書等の交付を受けられなかったため、入院給付金の支払いを求める。

次に、募集人が本契約を提案したまま長期間連絡をしなかったため、契約年齢が 1 歳上がってしまい損害を受けたので、その賠償として既払込保険料と 1 歳下の年齢で契約した場合の保険料との差額の支払いを求める。

また、終身保険には医療特約が付加されていないと誤信して 3 大疾病保障定期保険を締結したのであり、3 大疾病保障定期保険は不要であるため、契約の無効および既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院が客観的に確認できる資料があれば、入院給付金等を支払う。
- (2) 終身保険の申込書および保険証券、設計書等には、いずれも医療特約が付加されている旨が明記されている。
- (3) 申込書に契約年齢が明記されていること、申立人が契約後約 20 年経過してから苦情を申し出ていることなどから、募集時の説明等に問題があったとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反や不法行為等があったとは認められず、また、申立人が医療特約が付加されていないと誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。